



使い切ろう！旧有料指定袋！



恵庭市の有料指定燃やせないごみ用袋は令和2年4月から、燃やせるごみ用袋は令和4年4月から料金改訂に伴い変わりました。

皆様のご家庭には、まだ旧有料指定ごみ袋が残っていませんか？

残っている場合は、差額シールを旧有料指定ごみ袋に貼付していただくことで使用することができますので、市内の有料指定ごみ袋等取扱店でお買い求めいただき、早めに使い切っていただきますようお願いいたします。

出し方は？使い方は？

旧指定有料燃やせる用ごみ袋(ピンク色生地)
旧指定有料燃やせない用ごみ袋(青色生地に紺色文字)



容量別差額シール



ごみ袋の出し方



ご協力
お願いします！

- ・差額シールは袋の正面に貼る。
- ・差額シールを貼っていただくと、どちらも燃やせるごみ用袋として使用可。
- ・差額シールは、近くのコンビニ、スーパー、ドラッグストア等で販売中。

野焼きは犯罪です！



野焼きのQ&A

Q. 野焼きとは？

A. 一般家庭でのごみの焼却行為のこと。

Q. なぜダメなの？

A. 煙や悪臭が発生することにより、周囲に迷惑をかけるだけでなくダイオキシン類等の有害物質が発生するため。

Q. 野焼きの具体例は？

A. 次のとおり。(野焼き、ブロック焼き、ドラム缶など)



Q. 野焼きの例外は？

A. 農業などでやむを得ない場合は、野焼きの例外となりますが、その際は消防署に事前申請が必要になります。

なお、焼き肉などは野焼きになりませんが、コンロでごみを燃やしてはいけません。

罰せられる恐れがあります！

野焼きをおこなうと…

5年以下の懲役、1千万円以下の罰金
また、この両方が科せられる場合があります。

お問合せ先

恵庭市役所 生活環境部 廃棄物管理課
☎33-3131(内線1131、1132、1135)
Mail: haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp

発行: 令和4年9月

第6回 ごみ減量大作戦!!

恵庭市で収集した



ペットボトルの品質検査の結果発表！

みなさんが普段ごみ収集に出している「資源物」は、恵庭市と容器包装リサイクル協会との契約に基づき再商品化事業者へ引き渡され、いろいろなものにリサイクルされています。

恵庭市が収集した「ペットボトル」「びん」「プラスチック容器包装」は引き渡し先の業者で品質検査が行われるとともに、分別状況について評価され、改善点など市へ通知されます。

今回は今年6月に行われた「ペットボトル」の品質検査の結果についてお知らせします。

検査結果

品質検査の結果、恵庭市のペットボトルは100点満点中 **66点** でした。(Bランク)

恵庭市のペットボトルは、1tあたり20,000円(令和4年上期)で再商品化事業者へ売られています。高品質の評価を得ている自治体では、本市の2倍近くの金額で売られているというケースもありますが、品質検査の評価が最低ランクの状態が続くと、ペットボトルを売払うことができなくなる場合があります。

●品質ランク区分

点数	ランク
75点以上	A
50点以上	B
50点未満	D

減点の主な要因として以下のことが挙げられます



ラベルが付いた状態のままになっている(ラベルは外すこと)



テープや塗料などが付着している(燃やせるごみへ)



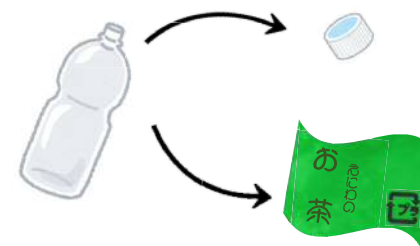
異物が入っている(異物を取り除くこと)

ラベルが付いた状態のペットボトルは約15%も…

今回の検査の対象となったペットボトルのうち、約15%が容易に外せるラベルが付いた状態のままでした。ラベルはペットボトルを再資源化する際に異物となり、再資源化の妨げになってしまいます。

※市の分別事典においてもラベルとキャップははずして排出するようお願いしています。

ラベルとキャップは必ず外す



■プラスチック製のキャップ・ラベルは「プラスチック容器包装」(資源物)へ。(紙製は「燃やせるごみ」へ)

■汚れが付着したペットボトル・キャップ・ラベルや、可燃性の異物(たばこや紙類、プラスチックなど)が入ったペットボトルは「燃やせるごみ」へ。

■不燃性の異物(金属など)が入ったペットボトルは「燃やせないごみ」へ。

事業者のみなさま（市内で働く従業員のみなさま） 事業で発生したごみは適正に処分できていますか？

★ 家庭の分別と異なる事業系廃棄物について、事業所等で働く皆様にも有益な情報です。★



ごみは収集業者に恵庭市のごみ処理施設へ運んでもらっているから大丈夫だ。

事業系ごみの収集運搬を、収集運搬許可業者に依頼(契約)している場合も、ご自身の事業所でごみ処理施設に自己搬入する場合でも、ごみを恵庭市のごみ処理施設に運ぶ場合は、恵庭市との契約が必要です。

契約書の様式は市のホームページからダウンロードできます。



事業系ごみを袋に入れて恵庭市の焼却施設に運ぶ場合は、

- ①60ℓ以内の袋であること。
 - ②袋とその内容物が縦・横・奥行が40cm以内のサイズに容易に変形できること。
 - ③中身が見える袋であること。
- 以上が条件となります。

※家庭ごみを焼却施設へ直接搬入することはできません。



事業系ごみを袋に入れて恵庭市の焼却施設に搬入するときはどんな袋を使えば良いのかな？



恵庭市のごみ処理施設では、一般廃棄物と性状の変わらない「産業廃棄物」を受け入れています。(例:「廃プラスチック」、「金属くず」、「ガラスくず」など)
その他、恵庭市のごみ処理施設で受入れ可能な「産業廃棄物」の種類は、「事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き」(市のホームページからダウンロード可能)で確認して下さい。

恵庭市のごみ処理施設に搬入することができる「産業廃棄物」はどんなものがあるのだろうか？



注意!

- 事業活動で発生したごみは、家庭ごみの収集に出すことはできません。
不正行為(家庭ごみの収集に排出した場合など)により、ごみの処分手数料の徴収を免れると、過料が課せられます。(恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例第30条の2第2項)
- ごみの収集運搬許可を持たない業者に、ごみの収集運搬を依頼することはできません。

集草や刈草ごみの出し方



季節が夏から秋に変わり、草花や落葉などをご家庭からごみとして排出する季節になりました。ご家庭から、或いはボランティアで集められた草花や落ち葉類が焼却施設へ搬入され、処理する量が増えることで、焼却温度が低下し焼却施設の性能の維持に支障が出る恐れがあります。



焼却温度が低下する理由!!



ごみとして出された草花や落ち葉には多くの水分が含まれているため、そのまま焼却施設へ搬入されて焼却炉へ投入されることでごみが燃えにくくなり、焼却温度を保つための**助燃剤(燃料)**を使わなくてはならない場合も出てきています。また、焼却炉の負担も大きくなって**機器・設備の劣化・故障の原因**になります。

草花や落ち葉などをごみとして排出する場合は、乾燥させてから排出するようにお願いします!

葉・草は乾燥させた方がお得!?

刈り取りあるいは抜き取った草花や落ち葉等には水分が多く含まれていますが、一日干すことでどのくらい減量できるかご存じでしょうか。

実は干すだけで(※天候によりますが)おおよそ**50%減量**できます。

また、干し方も広げて干す必要はなく、ごみ袋に入れてしばらく口を開けておくだけで十分に効果があります。乾燥によりごみ袋を多く使わずに経済的かつ環境にやさしい取り組みになります。



雑草に付着した土は故障の原因!!



土は燃やすことが出来ないため、全て灰として、ごみ処理場へ搬出されます。大量の土が混入すると焼却施設の設備に悪影響を与え、故障の原因にもなります。
雑草を抜き取りする際は土を十分に落としてからごみ袋に入れてください。

きれいなまちづくりを目指し、今後ともご協力よろしくお願いします!!

